

## 「労働者を確保するための間接費の補正等」Q&amp;A

項番	質問事項	回答	備考
1	労働者の赴任手当とは、着工後、初めて現場へ出向くための手当か？	就業規則や下請契約事項等に則り、正規に支払いしている赴任手当(赴任のための手当)を言う。	
2	労働者の帰省旅費とは、着工中、毎週末現場から帰省するための旅費か？	就業規則や下請契約事項等に則り、正規に支払いしている帰省旅費(帰省のための旅費)を言う。	
3	仮設宿舍建設費や、作業員宿舍をリースした場合のリース料等は実績変更の対象となるか？	対象とならない。 労働者宿舍に係る費用(設置、撤去等)は、“営繕費の建物費”に該当。	【実績変更対象費】 ・営繕費(借上費、宿泊費、労働者送迎費) ・現場管理費(募集・解散費、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)
4	対象労働者のうち、近隣在住者も実績変更の対象となるか？	本運用は、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)相当では適正な工事の実施が困難な場合に、支出実績を踏まえて実績変更するものである。よって「労働者」は、近隣在住者も含め、すべての者が対象となる。	
5	労働者が対象工事に従事していたこと等の確認方法は？	受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等、対象工事に従事していたこと等がわかる資料)により確認する。 証明書類でそれを確認できない場合は実績変更の対象とならない。	
6	対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、計上方法は？	当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる資料(全領収書、工事別、労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等)により確認する。	
7	対象労働者には下請の労働者も含まれるのか？	1次下請以下の労働者も含まれる。	
8	下請業者が費用を支払っている場合、領収書の宛先は下請業者(下請労働者)と思われるが、実績の確認方法は？ また、設計変更の対象となった場合、元請業者に支払うこととなるが、下請業者に支払われたことの確認はどのように行うのか？	下請業者が立替払いした場合、元請業者が下請業者に対し支払ったことが確認できる書類(受領書、領収書等)及び下請業者が支払った領収書等原本により確認する。	
9	労働者送迎費の確認方法は？	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認する。	
10	現場管理を行う技術員とは？	施工計画書の現場組織表に記載のある技術関係者をいう。	マニュアル7(1)の補足
11	宿泊費は通常、一定期間に宿泊した全員分の請求を受け、まとめて支払うが、その内訳書は実績変更対象の根拠となるか？	根拠とならない。 宿泊者別の内訳を確認できる書類が必要。	
12	会社で長期にわたり宿泊施設を作業員宿舍として借上げた場合、借上費は実績変更の対象となるか？	該当する工事で使用した期間の借上費を実績で計上することができる。	
13	労働者送迎費の車両燃料費は、契約スタンドに給油車両全ての1カ月分を纏めて支払うことが多く、給油時の領収書はない。スタンドからの請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法でもよいか？	車両燃料費は、請求内訳書により対象となる車両番号を確認する。	
14	受注者より実績変更の請求があった場合について、受注者からの請求が共通仮設費(営繕費)の宿泊費のみであっても対象として良いか？	「共通仮設費」、「現場管理費」の片方だけの請求も対象になる。	
15	下請業者が建設した仮設宿舍(組立式プレハブ)を長期にわたり借上げしている場合、借上費として計上できるか？	労働者宿舍に係る費用は、“営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の借上費は本運用の対象外である。	
16	通常の支払いは税込で行われ、領収書も税込で発行される。税額が記載された領収書は税抜き額が算定できるので、それで良いか？ また、税額が記載されない領収書の場合、税抜き額を算出し、領収書にその旨書き加えることで良いか？	前者、後者ともに、領収書に税抜金額を書き加えるか、税抜額の算出計算書を添付すること。	
17	「労働者確保に要する方策に変更」について、当初から変更があったことをどのように確認するのか？ (R5.9.28追記)	労働者を地域外 <sup>*</sup> から確保している場合は「労働者確保に要する方策に変更」が生じたと判断する。 <sup>*</sup> 「地域外」とは工事場所が属する地域振興局管内以外の地域とする。	本項は運用詳細を示すものであり、R5.10.15までに公告済みの工事についても適用する。

(注)発注工事の特記仕様書に次のとおり明示している

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。